

福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会設置要領

第1 趣旨

県内各地域のバス対策を推進するため、福岡県バス対策協議会規約第6条の規定に基づき、ブロック別地区協議会（以下「地区協議会」という。）を設置する。

第2 組織

地区協議会は、福岡、北九州、京築、筑豊、朝倉及び筑後の各地区に設置し、それぞれ九州運輸局福岡運輸支局、福岡県、関係市町村（以下「市町村」という。）及び関係バス事業者（以下「事業者」という。）で組織する。

第3 構成

- 1 各地区協議会における市町村の構成は、別表のとおりとする。
- 2 地区協議会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

第4 会長及び副会長

- 1 地区協議会に会長及び副会長を置き、会長には福岡県企画・地域振興部交通政策課長を、副会長には九州運輸局福岡運輸支局輸送部門首席運輸企画専門官をもってあてる。
- 2 会長は、地区協議会を招集し、主宰する。
- 3 会長は、地区協議会の招集にあたり、協議する事案を勘案して関係する市町村を招集することができる。
- 4 会長は、複数の地区に関係する事案については、関係する地区協議会の合同会議を開催することができる。

第5 協議事項

地区協議会は、各地区内のバス対策に係る次の事項について、協議・調整及び検討を行う。

- (1) 地域バス対策協議会の協議事項の総括及び調整に関すること。
- (2) その他生活交通の確保に必要な事項に関すること。

第6 地域バス対策協議会

- 1 事業者からのバス路線の休廃止等の申し出に際し、地区協議会の協議を円滑に行うため、当該路線に関係する市町村で地域バス対策協議会を設置する。
- 2 地域バス対策協議会は、地域の実情に応じ、関係市町村が個別に設置し、関係市町村間で連絡・調整を行うことを妨げるものではない。
- 3 前2項のほか、市町村等が設置した道路運送法施行規則第9条の2に定める地域公共交通会議を地域バス対策協議会とみなす。
- 4 第2項の規定により関係市町村が個別に地域バス対策協議会を設置する場合を除き、地域バス対策協議会の協議結果をもって、地区協議会の結果とすることができる。

- 5 地域バス対策協議会に関する事項は、関係市町村において別に定めることとするが、県の交通政策に重大な影響を与えると思われる地域間幹線系統に係る協議については、地区協議会の会長及び副会長が参加できるものとする。

第7 事務局

地区協議会の事務は、主に福岡県企画・地域振興部交通政策課で行う。

第8 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は地区協議会において定める。

附 則

この要領は、平成12年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月25日から施行する。

別表

要領第3の市町村

○ 福岡地区協議会

福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町

○ 北九州地区協議会

北九州市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町

○ 京築地区協議会

行橋市、豊前市、荻田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

○ 筑豊地区協議会

直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、赤村

○ 朝倉地区協議会

小郡市、うきは市、朝倉市、大刀洗町、筑前町、東峰村

○ 筑後地区協議会

久留米市、大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町